

決算申告に向けて



帳簿チェックを年内にしましょう

1時間ルールが適用されるから、申告期に複数回来局をされる方が増えているようです。

お時間に余裕がある年内に帳簿のチェックを行い、わからない問題等を解決しませんか。

年内に帳簿チェックを行うことで、本番の申告期に複数回来局する時間を省くことができ、サポート時間を短縮することができます。

また、当会で初めて決算申告サポートを利用される方は、減価償却資産等の情報を事前に提供されますと、申告期にデータ入力時間を短縮できますので、年内に昨年の決算書（収支内訳書）・確定申告書と一緒に持ちください。

左記に該当する方も、年内の来局をお願いします。

- ・ 車輦等の高額な資産の購入
- ・ 大規模な修繕
- ・ 固定資産の売却
- ・ ふるさと納税の限度額を知りたい

青色ニュース

令和4年12月号
第60号



当会ホームページ

- 1、帳簿チェックを年内に
- 2、源泉徴収業務
- 4、決算申告サポート
申告期の予約について
- 6、消費税の申請手続き
事前集計等のお願い
- 7、インボイス制度
- 8、青色カレンダー完成

(一社)品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館 1階
電話 03(3474)7564(代)
FAX 03(3458)2616

今後の活動について

毎年開催をしておりました「青色まつり」・「決算ポイント説明会」ですが、昨今の事情を踏まえ、開催を断念いたしました。

祝日営業について

令和5年2月11日(祝)について、今年度に限り午前中のみ決算申告サポートを行います。

混雑が予想されますので、土曜日しか来局できない方等を優先的にご案内をさせていただきます。

平日に来局が可能な方は平日にご予約をお願いします。

年末年始について

令和4年の業務は、12月27日(火)までとなり、令和5年は1月5日(木)より通常業務となります。

源泉徴収業務特集

今年も残り一か月となり、給与に関する下期(7月〜12月)の源泉税の納付期限が近づいてまいりました。また、年末調整の時期でもあります。年末調整は、毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額との差額を精算するものです。その為、給与の受け取り者より必要な書類を集めていただく必要があります。

納付期限は令和5年1月20日(金)までとなります。年末年始等で事務局の業務が行われていない時期がございますので、確認の上、事務局をご利用下さい。

・ 本年は大井第3地域センター源泉出張は中止となりました。

・ 年末調整サポートは、令和5年1月10日(火)までに済ませましょう。

※年末調整サポートと決算申告サポートは原則として同日に行えません。場合により再度予約をしていただくこととなります。

- 給与と所得の源泉徴収票関係の主な変更点
- ① 民法改正により、成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げられました。受給者の方が賦課期日現在で満18歳未満に該当する(令和4年分の場合、受給者が平成17年1月3日以後に生まれた方)の場合は「未成年者」欄に○を記載します。
 - ② 住宅借入金等特別控除について、「住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)」欄は、「特例特別特例取得」に該当する場合「(特例特例)」と併記します。
 - ③ 「給与支払報告書」の提出枚数が2枚から1枚になりました。

令和5年度(令和4年分) 給与支払報告書(総括表)

令和5年1月31日までに提出してください。

区分	人数
特別徴収(退職者)	
普通徴収(退職者除く)	
普通徴収(退職者除く)	
合計	

～「普通徴収」に該当する受給者がいる場合の注意事項～

①下記「普通徴収切替理由書」の「人数」欄を記入してください。

②「個人別明確書」の「摘要」欄に「普通徴収切替理由書」の【符号(A～F)】を記入してください。

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数(受給者総人員)が2人以下	
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	
普C	給与が少なく税額が引けない	
普D	給与の支払が不定期	
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	
普F	退職又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	
普通徴収分 合計		

個人番号	
未成年者	<input checked="" type="checkbox"/>
死	
亡	
退	
職	
災	
害	
者	
乙	
欄	
本人が	
特	
別	
個人番号	
住所(居所)	
又は所在地	
氏名又は名称	
整理欄	

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

個人番号	
未成年者	<input checked="" type="checkbox"/>
死	
亡	
退	
職	
災	
害	
者	
乙	
欄	
本人が	
特	
別	
個人番号	
住所(居所)	
又は所在地	
氏名又は名称	
整理欄	

給与所得の源泉徴収票のここが変わります。

住宅借入金等特別控除区分(1回目)	
住宅借入金等特別控除区分(2回目)	

①の未成年者に該当する場合、源泉徴収票のこちらの欄に○が付きます。

②に該当する場合、こちらの欄に記載がされます。

お持ちいただく資料

資料	注意事項	Check
【令和4年分】 ・源泉徴収簿	1～12月分給与・賞与の記入と集計、給金額に誤りがないように、ご確認下さい	
【過年度】 ・源泉徴収簿 ・納付書の控え	過年度の過不足額の確認等に使用します。	
【令和4年分】 ・扶養控除等申告書 ・保険料控除申告書 ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除 申告書	受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額見込み額が必要となります。令和2年分より、受給者の合計所得金額の見積額等も必要となりました。 ※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。なお、従来と同様に税務署から提出を求められた際は提出する必要があります。	
【年末調整に必要な】 ・各種控除証明書	社会保険（国民年金・国民年金基金・健康保険等）、生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる証明書等をご持参下さい。	
・前勤務先源泉徴収票 ※中途採用者の場合	中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要です。	
・源泉税・納付書	税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。	
・総括表	11月下旬頃、区役所より封書にて届く予定です。	
・マイナンバー ※事業主	「マイナンバーカード」とそうでない場合で、追加の書面が必要になる場合がございます。 詳しくは、事務局までお問い合わせください。	
・マイナンバー ※従業員及び専従者 並びにその扶養親族		
・還付先口座 ※還付申請が必要な 場合	年末調整の結果、翌年2月までに還付する事が困難な場合等には、還付先(源泉徴収義務者(事業主)又は従業員本人)の口座番号が必要となります。 なお、源泉徴収義務者に還付する場合は対象従業員の委任状が必要となります	

押印義務の改正について

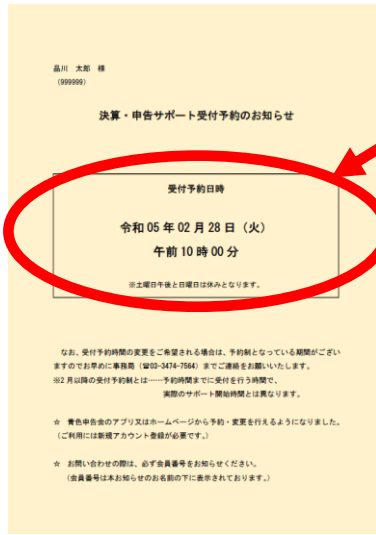
税務関係書類における押印義務が改正され、税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印をしていただく必要がなくなりました。



決算申告サポートに向けて

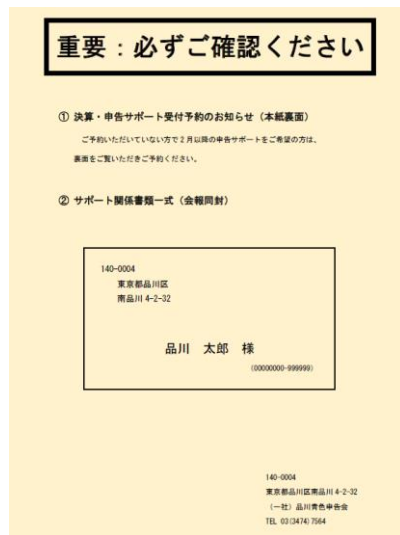
申告期の予約

今回の会報の表紙裏面に、令和4年分決算申告サポートの予約日に関する書類が入っています。名前等に間違いがないかご確認ください。予約日時を確認の上、都合が悪く再予約を、まだ予約をされていない方は予約をしましょう。



裏面

こちらに注目



表面

『1月中です』と記載されている方	1月12日～31日の間(※)に決算申告サポートをご利用になられてください。
2月1日～3月10日の予約日時が記載されている方	記載された予約日時の10分程度前に受付を済ませてください。ご都合が悪い場合には、予約を取り直してください。
『予約を取ってください』と記載がされている方	1月12日～31日の間(※)に決算申告サポートを受ける場合は予約は不要です。2月1日～3月10日の間に決算申告サポート受ける場合は事前に予約をしていただく必要があります。

※1月中のご予約の方は、『公的年金の源泉徴収票』など必要な書類が到着してからご来局されることをお勧めします。また、昨年度の健康保険等の支払額などを事前に確認しておくサポートがスムーズになります。

令和5年分の納期限（法定納期限）及び振替日

申告所得税及び復興特別所得税

	納期限（法定納期限）	口座振替日
第三期納期	令和5年3月15日（水）	令和5年4月24日（月）
延納分	令和5年5月31日（水）	令和5年5月31日（水）

消費税及び地方消費税（個人事業者の場合）

	納期限（法定納期限）	口座振替日
確定申告（原則）	令和5年3月31日（金）	令和5年4月27日（木）

事前記入のお願い

決算申告サポート時に必要事項をご記入の上お持ちください。

あおいろ受付票

あおいろ受付票 本人情報 令和 年申告分
氏名、生年月日、住所、事業所、配偶者
家族情報
氏名、続柄、総収入、別居、障害介護、扶養判定

申告時点の本人情報をご記入ください。
転居や姓の変更など前年と変更等がある場合には、職員にその旨を伝えてください。
配偶者の欄は、『なし』を選択した場合、次の質問があります。
また、『事実婚あり』に該当するか等は申告会にお問い合わせください。
本人障害の有無の欄に『有』を選択した場合、証明書等の添付が必要になる場合があります。

令和4年末における家族の情報を記入ください。
生計を一にする親族すべてを、ご記入ください。
ご家族にアルバイト等の給与収入がある場合には、源泉徴収票などで収入金額(支払金額)をご確認をいただきご記入ください。
また、公的年金等の収入は、振り込まれた金額ではなく源泉徴収票等に記載された『支払金額』等を参考にご記入ください。
その他の収入等がある場合には、事務局までお問い合わせください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

給与所得の源泉徴収票の欄目表
支払先、支払金額、源泉徴収税額、源泉徴収税額引当金、所得控除の合計額、源泉徴収税額

給与所得の源泉徴収票のこちらの欄の数字をご記入ください

医療費控除の明細書

医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。
（医療費の領収書を添付する必要がなくなりました。ただし、申告期限から5年間は提示又は提出を求められますので保存をお願いします。）
また、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

年分 医療費控除の明細書 [内訳書]
1 医療費通知に記載された事項
2 医療費(上記1以外)の明細
3 控除額の計算

またセルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、提出する書面が異なりますのでご注意ください。
国税庁のHPなどから入手可能ですのでご利用ください。

消費税の申請

消費税の申請・届出の書類には、一部「消費税簡易課税制度選択届出書」のように、個人の場合、12月31日までを提出期限としている書類があります。所得税の申請・届出と取扱いが異なりますので、消費税の申請・届出に関するご相談は、年内中に行いましょう。

また、決算申告サポート時にインボイス制度に関する届出等に関するお問い合わせは、申告期終了後に再度ご来局をお願いすることがありますのでご了承ください。

集計にご協力を

事業所得の支払調書、配当所得等の金額の集計は当日までに終了し、集計表をプリントアウトしてサポート当日にご持参ください。

集計表は、国税庁のHPにアップされているものでもExcel等で集計したものでも構いません。

なお、計上する収入金額は、通帳等に入金された金額ではなく、各種税額等控除前の金額ですのでご注意ください。

事前情報の提供

決算申告サポート日前に仮集計した決算書、又は集計表を提出いただくことにより、当日のサポートのご案内を優先できるほか、所要時間を大幅に短縮できます。

今回の会報に同封された下書き用紙に必要事項を記入したうえ、直接持参又は(一社)品川青色申告会へ郵送、メール(いずれも3営業日前までに当会着を受付)でご提出ください。メール郵送等をご利用にならない場合、到着後本会よりご連絡をいたします。

今回の会報には、右の青色申告決算書下書き用紙の他、消費税の計算の下書き用紙等も入っています。ご不明点等ございましたら申告会までお問い合わせください。

ふるさと納税の申告手続き

ふるさと納税を行った方が寄付金控除を適用する場合には、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者の発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができません。

左記の特定事業者のポータルサイトを經由した年間寄附額が記載されるため、計算間違いや書類の紛失等の問題が解消されます。ぜひご利用ください。

なお、入手方法その他の内容はそれぞれの特定事業者のポータルサイトをご確認ください。

特定事業者の認定を受けている主なポータルサイト

- ・ さとふる
- ・ ふるなび
- ・ ふるさとチヨイス
- ・ ふるさとパレット
- ・ ふるさとプレミアム
- ・ 楽天ふるさと納税
- ・ auPAYふるさと納税

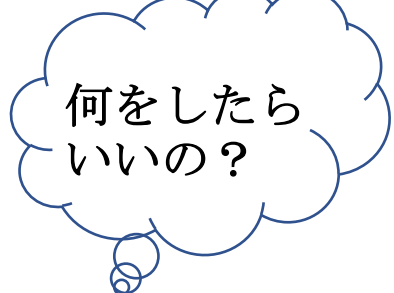
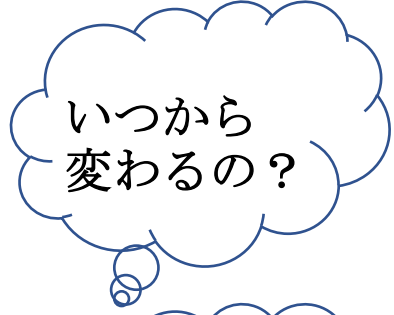
その他の対応しているポータルサイトにについては、国税庁HPの『国税庁長官が指定した特定事業者』をご覧ください。

個別相談受付中

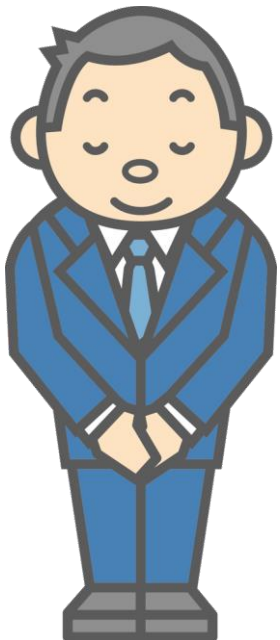
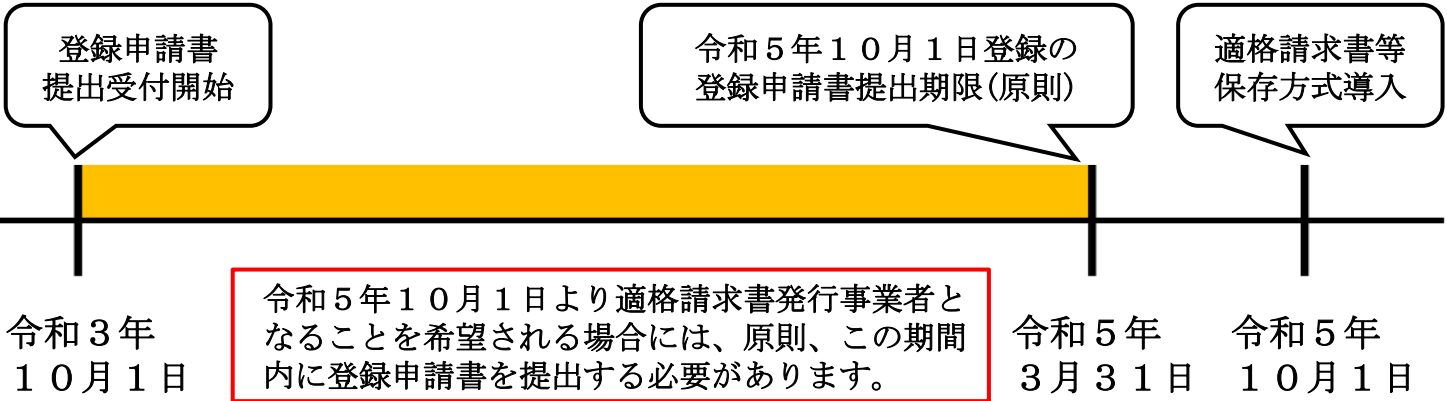
インボイス制度



令和5年10月より始まるインボイス制度、原則令和5年3月末までに登録を済ませておく必要があります。
申告期を間近に迎えた今、制度の理解を深め疑問を解消するための個別相談を開催します。
仮決算・帳簿チェックや年末調整のついでに、ご相談や届出書類の作成サポートも行えますので、ご予約の上事務局にご来局ください。
(ご予約は、青色アプリ又はお電話で)



登録申請のスケジュール



申請手続きの必要がないと見込まれる方
 ・ 売上の相手先が消費者のみの方
 ・ 居住用家屋・土地(駐車場等を除く)のみ貸し付けている方

令和5年1月1日から3月にかけての確定申告サポート期間中は当会の最繁忙期につき、確定申告サポート以外の相談は、ご遠慮いただきます。
 インボイス制度の申請・相談は年末までに完了するようにご協力をお願いします。
 先月に正会員全員に向けて送付した封書でも案内の通り、インボイス制度は多くの会員に影響が及びます。特に、今まで消費税の申告をしていなかった方も申請手続きが必要になることがありますので、年内に取引先等へのご確認をお願いいたします。

**インボイス事業者
 申請手続きについて**

あおいろカレンダー

(一社)品川青色申告会オリジナルカレンダーが完成しました。

昨年と同様のA4サイズで、重要な税務関係の日程等も記載されており機能性だけでなく、飾ることを前提としてデザイン性にもこだわりました。

事務局にて、限定千部の配布予定です。来局の際にお手にとってご持ち帰りください。



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→ 上面

← カレンダー



事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※お引越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。

③事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★車での来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※自転車保険・交通傷害保険取り扱っています。